

## 第30回大阪市人権施策推進審議会 会議録

1. 日時 平成27年2月10日(火)午後3時～午後5時

2. 場所 市役所本庁舎 7階 第6委員会室

3. 出席者 大阪市人権施策推進審議会委員

有澤 知子

大前 藍子

(会長) 川崎 裕子

杉村 幸太郎

代田 敬子

武田 勝

(会長代理) 中井 伊都子

宮本 雄一郎

森 実

市民局理事

梶本 武史

市民局ダイバーシティ推進室長

平澤 宏子

市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長

馬場 正和

市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長

今井 信男

市民局ダイバーシティ推進室共生社会づくり支援担当課長

柿木 敏也

大阪市人権啓発・相談センター所長

藪中 昭二

大阪市人権啓発・相談センター相談担当課長

中川 淳一

市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理

津村 浩司

大阪市人権啓発・相談センター副所長

濱崎 聡

市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

中井 正徳

4. 議題

(1) 「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について(答申)」(案)について

(2) 「人権が尊重されるまち」指標(平成26年度版) (案) について

(3) 「人権の視点! 100!」実行プログラムの取組みについて

5. 議事

**中井人権企画課担当係長** ただいまから第30回大阪市人権施策推進審議会を開催します。

私は本日の司会を担当します、人権企画課担当係長の中井です。

まず、本日の審議会における取扱いの説明をします。この審議会は、大阪市人権施策推進審議会規則

及び審議会等の設置および運営に関する指針に基づき、公開となっています。また、本日の議事録、議事要旨については、市民局ホームページへ掲載する予定です。では議事に入る前に本日の資料についてのご案内をいたします。

お手元に第30回大阪市人権施策推進審議会次第がございます。

次に大阪市人権施策推進審議会委員名簿、3枚目に配席図、以降は、資料一覧の通りにお配りしています。本日、金沢委員、永井委員、西田委員、村木委員におかれましては、ご欠席の連絡をいただいておりますのでご報告申し上げます。

また事務局の紹介も省略させていただきます。それでは大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局理事の梶本からご挨拶を申し上げます。

**梶本市民局理事** 大阪市人権施策推進審議会の開催にあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。本日はご多忙の中、審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、平素より本市人権行政の推進をはじめ、市政の各般にわたり格別のご指導ご協力を賜り改めてお礼申し上げます。

審議会におきましては、ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について、昨年12月に検討部会から中間とりまとめをご報告いただき、ご審議賜ったところです。検討部会においては、本年1月迄に団体のヒヤリングなど6回にわたりまして慎重なご意見をいただき、検討部会の報告をいただきましたので、本日はこの報告書に基づき作成した答申案についてご審議承りたいと思います。また大阪市人権行政推進計画に基づく取組のひとつである「人権が尊重されるまち」指標、ならびに「人権の視点！100！」実行プログラムの平成27年度に向けた取組みについて、その概要をご報告しご意見を賜りたいと存じます。

本市が目指す一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、実りあるものとなりますよう、委員の皆様の積極的なご審議を重ねてお願い申し上げまして、本日のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### **中井係長**

それでは、これより議事に入ります。以降の議事の進行については、川崎会長にお任せします。川崎会長よろしくお願い致します。

#### **川崎会長**

それでは、第30回大阪市人権施策推進審議会次第に従い、議事をすすめてまいります。議題1ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について、答申案について審議をいたします。本件は、昨年9月に大阪市長からヘイトスピーチに対する大阪市として取るべき方策についての諮問を受け、その後、集中的に審議議論するために審議会に検討部会を設置し昨年10月から本年1月まで合計6回検討部会を開催し検討を行いました。

この検討部会の議論を踏まえた中間とりまとめについて、昨年12月の第29回大阪市人権施策推進審議会において審議会委員の皆様にもご議論をいただいたところです。

これまでの議論経過を踏まえ、平成27年1月30日に検討部会を開催しとりまとめた、「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について（報告）」、ならびに「ヘイトスピーチに対する大阪市として取るべき方策について（答申）案」について、事務局から審議会委員の皆様へ送付し、ご意見をお伺いしています。そして審議会委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえた審議会の答申案を、改

めて本日皆様のお手元に配布していますので、まず私からその答申案について、説明をします。資料1-1及び、お手元の資料1-1答申案の目次をご覧ください。この答申はまず、1. 基本的な考え方、2. ヘイトスピーチに対してとるべき措置の内容、3. 措置をとるにあたっての手続き、最後に参考資料で構成されています。次に1ページをご覧ください。基本的な考え方では、大阪市がヘイトスピーチにより被害を受けた市民、または市民の属する集団の擁護を目的として対策をとることを説明し、ヘイトスピーチの定義として、人種・民族にかかる特定の属性を有する個人、または集団を対象者とし、目的や表現の内容、および場所・方法を限定しています。まず、1. 基本的な考え方の記述について、有澤委員から意見がありました。6行目に、「在日韓国・朝鮮人の方々をはじめ…」とありますが、「方々」はいらぬのではないかとこの意見があり、「在日韓国・朝鮮人をはじめ…」に修正いたしました。1. 目的の枠内と説明文の、「基礎自治体である大阪市」について、「基礎自治体」はいらぬのではないかとこの意見がございましたが、本来国において、規制等が行われるべきであると考えの中で基礎自治体である大阪市として何ができるのか、検討した結果をまとめましたので、原案通りとしています。また、ヘイトスピーチに「関して」方策をとる・・・を、ヘイトスピーチに「対して」方策をとる・・・に変えるべきである、との意見ですが、意味合いが大きく変わらないので原案通りとしています。次に、2. 定義の枠内(1)対象者について、代田委員から対象者を人種また民族に限定しているが、それでは他の人権問題が起きた時に後手に回らぬかとこの意見と、村木委員からは前回の審議会において、同様のご意見をいただいたうえで、今回はインターネットサイトの管理者への措置要求の内容としてその他の属性に関する差別的な言動を含めてほしい、というご意見をいただいています。いずれの意見もヘイトスピーチの対象に、他の人権課題も含めるべきであるとする意見ですが、前回の審議会でも説明しましたように、他の人権課題については、今回の答申に基づく対策を実施したのちに、その運用状況を見て、本審議会において検討していくものと考え、原案通りとしています。なお村木委員からは、性的マイノリティに対するヘイトスピーチが国際的に非常に多く、日本でも広がる恐れがあるので今後の動向を注意深く見守ってほしいとの要望をいただいています。

また、目的について、有澤委員から「権利・自由の制限を目的とするもの」を「権利・自由の侵害を目的とするもの」にと意見がありました。権利・自由の侵害とすると権利・自由の制限よりも意味が狭くなってしまふことから原案通りとしています。

3ページでも同じ指摘がありましたが同様に原案通りとしています。次に2ページをご覧ください。

対象者 属性の説明文について有澤委員から5行目の「制度を開始する」を「方策を行う」に変えるべきと意見がありました。制度と記載した部分については、他のページと同様に方策に変えるべきのご意見ですが、答申案では新たな制度の開始を想定していますので、原案通りとしています。

有澤委員からその数行下の「該当する事象が多く発生し」の後に、句読点を挿入すべきであるとの意見があり、修正しています。次に3ページをご覧ください。(3)表現の内容及び場所・方法の説明文について有澤委員から、箇条書き中の「デモ」を「集団示威運動」にかえるべきのご意見がありました。

大阪市などの公安条例に「集団示威運動」という用語を用いていますので、意見通り修正しています。また、他のページも同様に修正しています。

また、代田委員から、同じ箇条書きの下から2行目のインターネット動画サイトなどへの掲載について、静止画やブログ・ツイッターなどの文章については、対象外なものとのご意見がありました。静止画やブログ・ツイッターなどについても、このインターネット動画サイトなどに含まれているという考

え方から、特段修正は不要かと考えています。また下から 3 行目の会員のみ参加できる集会など、限定した参加者に向けた表現行為については、前回の審議会にて森委員から限定したという言葉の中身を明確にすることが必要である、というご意見がありました。限定した参加者なのかどうかについては、実際に運用する際に、ケース・バイ・ケースで判断することとし、原案通りとしています。

次に 5 ページをご覧ください。ヘイトスピーチに対してとるべき措置の内容として、国が実施する措置との関係を整理したうえで、大阪市独自の措置についての検討結果を記載しています。大阪市独自の措置には、認識等の公表、訴訟費用等の支援、その他の支援、本施設等の利用制限について記載しています。

国の実施する措置との関係については、前回の審議会において、森委員から大阪府が国に対して積極的に対策をとるよう提言していることをどこかに記載すべきであるというご意見がありました。大阪府では、昨年度から大阪府、大阪府市長会、及び大阪府町村長会の三者によりヘイトスピーチに対する実効性のある制度の確立を要望しておられ、すでに大阪府で行っている国への要望等について、この答申であえて触れる内容ではないと考え、記載していません。

大阪市独自の措置については、前回の審議会での中間とりまとめの資料では、措置の種類というタイトルでした。これについて、森委員から本施設の利用制限ができないということであれば、措置の種類は他のタイトルにした方が誤解を招かないとの意見がございましたので、大阪市独自の措置、としています。また措置の記載順ですが、措置することが困難である、と結論付けた本施設との利用制限を、その他の支援の後ろの方に変更いたしました。

認識等の公表は、ヘイトスピーチと認定した事案については、差別の拡散につながらないように十分に留意しながら、その概要や講じた措置を公表するものであり、大阪府が「ヘイトスピーチは人権侵害であり、許さない」という姿勢を対外的に示し、ヘイトスピーチに対する社会的な批判を惹起して、その抑止につなげることが期待できます。次に、6 ページをご覧ください。

(2) 訴訟費用等の支援の、「ヘイトスピーチにより被害を受けたとする市民等が司法救済を求めることを支援するという目的に加え、ヘイトスピーチに関する司法判断を明らかにすることにより、その抑止を図ることを目的として・・・」とある説明文について有澤委員から意見がありました。枠内の説明文の 1 行目、「被害を受けたとする市民等」を「被害を受けた市民等」に変えるべきとのご意見ですが、被害を受けたとの申し立てによることから、原案通りとしています。次に 7 ページをご覧ください。上から二行目の「公共の福祉」を「公共の福祉によって」に変えるべきとの意見について、意見通り修正しています。また訴訟費用等の支援についての説明文の上から 4 行目に訴訟費用等の負担について、そのうち「消費者被害等に関し」を削除するべきとのご意見については、削除すると訴訟全般に地方自治体の支援制度があるかのように誤解される恐れがありますので、原案通りとしています。

8 ページをご覧ください。その他の支援は、インターネットサイトにヘイトスピーチの内容が掲載されている場合に、大阪府がそのサイト管理者に対して削除等の措置を要求するなどの支援策を検討するものです。その他の支援の説明文について、有澤委員から枠内 3 行目の支援メニューを支援方策に変えるべきとのご意見がありました。メニューという言い方は、答申には適さないと考えられますので、具体的な内容を指す、支援策という表現に修正しています。枠の下の説明文も同様に修正しています。

次に 9 ページをご覧ください。本市施設等の利用制限については、表現の自由との兼ね合いからヘイトスピーチを行う団体であることやヘイトスピーチが行われることのみを理由に公の施設の利用を制限

することは困難であると記載しています。本市施設等の利用制限についてですが、宮本委員から本施設等の利用申請に際して、人権を尊重し、人権を否定するような行為を行わない旨の誓約書をすべての利用者から提出してもらうような対策はできないか、大阪市の人権尊重の姿勢を明確にするためにも、こうした実行可能な対策を行うべきだとのことのご意見がございました。誓約書の提出という、具体的な提案をいただいておりますが、最高裁判例では、集会の目的や集会を主催する団体の性格そのものを理由として、使用許可せずあるいは不当に差別的に取り扱うことは許されないとされておりまして、ヘイトスピーチをこれまでにやっている、また行うと思われる団体であることのみを理由に、本市施設等の利用を制限することはできないことから、誓約書を提出させたとしても誓約内容の不履行をもって次回以降の施設利用を制限することは困難であり、原案通りとしています。

次に10ページをご覧ください。措置の対象については、措置をとるのが地方自治体である大阪市であることを考え、措置の対象については大阪市の市域内ないし市民等にかかわるものに限定することが適当であることを記載しています。

措置の対象の説明文について、有澤委員から下から2行目の「市内在住者に限定する」を、「市内へ通勤通学する者を含む」に拡大できないかとのことのご意見がございましたが、金銭的支援については市内居住者に限定するという検討部会での審議経過を踏まえ、原案通りとしています。

次に、11ページをご覧ください。措置をとるにあたっての手続きですが、「認識等の公表」を行うかどうかにあたっては、ヘイトスピーチにより被害を受けた市民等からの申立を受けて検討することを基本としつつ、事案を事前に把握できた時には申立がなくとも検討できることと記載しています。訴訟費用等の支援、その他の支援については、その支援の内容に応じて支援を受けようとする者からの申請に基づき、支援をするかどうかについて、検討することになります。申立主義の説明文について、有澤委員から「事案を補足」という文言が、5か所あるが全て「事案を把握」に変えるべきとの意見がありました。よりわかりやすい表記とするために、意見通り修正しています。

次に12ページをご覧ください。審査機関による審査について記載しています。措置をとるにあたっては、市民等の権利擁護のほか、憲法が保障する表現の自由の限界、人種や民族にかかわる国際的な動向などについて、専門的な観点から客観的な判断をする必要があることから、有識者で構成する審査機関を設けて、個々の事案についてその意見を聴くようにすることが必要であると記載しています。審査機関の位置づけとしては、地方自治法に基づく市長の附属機関として条例によりに設置するものとし、審査機関を構成する専門家については、憲法、国際法、行政法の分野の専門家及び弁護士とすることが適当であるとし、審査の手続きとしては判断の公平性を確保する観点から、ヘイトスピーチに関わる対象者と表現発信者の双方の意見を聴取するとともに、客観的な記録となるよう書面の提出により行わせることを基本とすることが適当であると記載しています。

審査機関の構成については、村木委員から審査機関の構成員は何が差別的言動にあたるのか、幅広い知識を持つ人であることが望ましい。性的指向等の新しい課題は、法律の専門家であっても知識がないことが多々あるため選任にあたっては基礎的な講習を受けることを要件にするなど、配慮してほしいとのことのご意見がございました。くりかえしの説明になりますが、他の人権課題については、今回の答申に基づく対策を実施した後に、その運用状況を見て、本審議会によって検討していくものと考えています。なお、答申全般に対して代田委員から意見をいただいております。

まず、「予防という観点をどうにかして取り入れられないか、この答申案で果たして大阪市内のヘイト

スピーチが減るのか疑問である。発生してからの対応ではすでに人権は尊重されていない。裁判で勝利し、金銭的負担が軽くなったとしても傷は元には戻らない」とのご意見がありました。

また、「ヘイトスピーチで訴えを起こすことが出来る当事者はどのくらいいるのか、ヘイトスピーチは特定の個人よりも属性全体に対するものが多いので自分が当事者という立場で訴えることができる人がどれほどいるのか疑問に思う。例えば、女性全般に対する差別発言を耳にしたとして、それを訴えるという発想はなかなか湧かない。過剰に反応しすぎと自分で思ったり、周囲にも言われそうだと感じる。自分に対して言われているものではないと思いたいという心理も働く。だからといって、ヘイトスピーチを気にしていないわけでも、傷ついていないわけでもない」とのご意見もいただいています。

まず、予防という観点ですが、ヘイトスピーチを事前に防止、つまり規制することは検討部会で議論した結果、困難であると結論付けたところです。しかし、認識等の公表や、訴訟支援による司法判断の積み重ねによる社会的な認識の醸成等により、抑止を図ることを必要としており、これを粘り強く続けていくことにより、ヘイトスピーチを抑止しようということです。

訴えを起こすことが出来る当事者はどれくらいいるのかというご意見ですが、実際制度を運用してみないとわからないということもありますが、たとえ、訴訟支援に至らずともヘイトスピーチが行われた後、認定した事案についてその認識等を公表することで社会的な批判が惹起し、その抑止につなげることが期待できます。

以上で答申案の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

#### **今井多文化共生担当課長**

多文化共生担当課長の今井でございます。ヘイトスピーチに関する国との連携、啓発ということで、平成27年2月3日付けで大阪法務局の人権擁護部第3課からポスター設置の依頼をいただき、法務省で作成をしているポスターを大阪市において、来週後半をめぐり24全区役所、図書館、区民センター、等の市民利用施設に配布をして掲出をお願いするほか、3月の中旬ぐらいになるかと思いますが、地下鉄でも各駅で掲示する予定をしています。以上、最近の国との協力ということで一点、報告させていただきます。

#### **川崎会長**

ありがとうございました。以前に5大紙にも広告が載っていたポスターですね。

#### **川崎会長**

ではただいまのご報告も含めまして委員の皆様からのご質問、ご意見をお受けしたいと思えます。

#### **武田委員**

川崎会長からおっしゃっていただいた文言の訂正等についても、お聞きしている限りは妥当だと思います。このままでいいのではないかと思います。

#### **川崎会長**

ありがとうございます。

#### **森委員**

前回の審議会で、大まかに3つの質問を申しあげたつもりですがどうでしょうか、1点目は、門真市の対応として、門真市の対応について検討いただいたのでしょうか、という話をしましてその際の説明が、ちょっと抽象的な気がしまして、その点についてはまた確かめていただけたらと思っていたのですが、説明がなかったように思います。2点目は、ネット上のビデオでアップされているものを見ていただい

て外国人のみならずいろんなところについて、ヘイトスピーチは行われていると認識してるのでその点一度確かめていただけませんか、というふうに申しあげました。この点についても先ほどの報告の中にはなかったように思います。それから3点目ですが、今から振り返ればもう少しはっきりしておく方がよかったのかなと思いますが、市長の姿勢ですが、あの時とは言い方が変わるかもしれませんが、言いたいことがより明瞭になると思うので言いますと、市長はすでに労働者あるいは労働組合を相手に最高裁までたたかっておられるわけですよ、私からすると負けがほぼ決まった裁判でもやっておられて、それでもやられる人なのだと思っていたのですが、それに対して今回はたたかう前に白旗という意見ですよ、裁判でたたかわないことを前提にしたので、市長はそういうことを考えておられるんですか、というのが前回質問したかったことです。

**川崎会長**

門真市の対応については、裁判で争ってないので詳細は分かりませんが、元々、公序良俗違反など規定に違反するから許可しなかったということだけしか。

**森委員**

すみません、それは書類とかを取り寄せて確かめてくださったのですか。

**川崎会長**

それ以上は出ていないということを事務局から伺っています、如何でしょうか。それ以上は門真市からは出ていないと思います。

**今井課長**

門真市文化会館からの許可取消につきましては、すでに部会で報告されており、その後は本人が訴えを起こしたのですが、期限が過ぎていましたので訴えを起こすまでもなく終わってしまっています。

**森委員**

要するに門真市が使用拒否してそれが通ったということですよ。

**今井課長**

結果としては使用拒否というか、許可したうえでの使用取り消しなので、本人はそれに対して、具体的な不服申し立ての裁判を起こすことはなかったということです。

**川崎会長**

裁判をしていけば、双方の主張が出て、どういうところで問題があったのかとか色々わかりますが、結局は期限切れで、実際の裁判にはなっていないので、許可取り消しになったということしか分かりません。

**森委員**

そうすると理由を確かめてほしいと、

**川崎会長**

だから理由は公序良俗違反と・・・

**今井課長**

もうひとつは、一般の方の安全が損なわれる可能性が高いという2点で許可を取り消しています。

**森委員**

その部会で出されたという文章を見せていただけたらありがたいのですが。

**今井課長**

あると思います。

**川崎会長**

これが裁判であれば双方の言い分が出てきますから詳細はわかりませんが、許可を取り消したということと理由はあまり書いていませんよ。

**今井課長**

許可取り消しの文書については、参考資料として所持していますが、個人情報も含まれるため、部会には出していません。

**森委員**

もし問題ないものでしたら、手持ちで議論できる方がありがたいのですが。

**川崎会長**

手持ちでもいいと思いますが、多分ほとんど書いていないと思います。

**森委員**

今までの前例から知ったうえで検討いただきたい。

**川崎会長**

はい、では用意してください。

次2番目ですが、ネット上のヘイトスピーチをもっとちゃんと調べるべき、ということでしたね。

**森委員**

方策検討部会で見ていただいて、例えば障がいのある人にたいしてもやっている、部落に対してもやっているということは私が見た範囲ではありましたので、そういった事例を知ったうえで判断をしていただきたいということです。

**川崎会長**

方策検討部会が始まった当初に動画を見ました。鶴橋での少女の発言や、まわりの大人がそうだそうだとやっている動画や、何種類か梅田のデモとかですね、何種類か見えています。

**森委員**

その話を伺ったので、それ以外にも色々あるのを確かめてくださいとお願いしたのです

○**川崎委員**

NPOなどから参考の動画や紙ベースでいただいています。読むだけでとても嫌になるような文章でして、それは前回言われたからではなく、方策検討部会の委員に紙ベースで配付していますので、個々人で読んでいると思います。

**森委員**

映像でアップされているものなので、映像で見ていただければとお願いしたと思うんですけど。

**川崎会長**

大阪市の方でも全てを把握しているかどうか分かりませんが、大阪市の方で把握しているものは見ました。

**森委員**

全てというのは全然申しあげていません。在日韓国人以外の問題についてヘイトスピーチがあるということ踏まえたうえで議論をしていただきたいということです。



### 川崎会長

私は、弁護士会でもシンポジウムやっていましたので、その時見ましたが。だからどれだけ見ればいいのかという問題がありますので……。NPOの人には現場にいったくれと言われました。ビデオでみるのとはまた、違うのだと言われて本当にそうであれば行きたかったのですが、行っていません。

それから、3点目の市長の姿勢ですが、これについては、これは市長の姿勢がよくでていると思います。朝鮮学校に対する裁判は最高裁まで行って学校側が勝っていますが、特定の団体に対するヘイトスピーチなんてもちろん勝つのですが、不特定の団体に対してデモをやっているという場合に、ヘイトスピーチについては、なかなか裁判で勝つのは難しいのですが、それについても、訴訟、ヘイトスピーチに対して、議論されていれば訴訟支援するということをうたっています。そこは市長の姿勢だと思います。ですから私はむしろ最初は、住民訴訟を考えると訴訟費用は貸与が限度だろうと思っていましたが、費用を支援したいという姿勢をもっておられますので、その方向で書いています。

### 森委員

確認ですが、労働組合相手の場合は最高裁までたたかうがヘイトスピーチをする人達には裁判には訴えない、ということなのですね、

### 川崎会長

ヘイトスピーチをする人達に対しては、被害を受けたとする市民の訴訟を支援しましょう、負けても支援しましょうということです。

### 森委員

負けるか、あるいは判断が示されなかった時は返却するという事なんですよ。

### 川崎会長

裁判には負けても、ヘイトスピーチについて議論がなされていれば支援するという事です。そこが大阪市長独自の姿勢だと私は思います。

### 森委員

確認ですが、組合相手となったら最高裁までやるが、これは裁判には訴えないということですね。

### 川崎会長

「これ」は、何を指していますか。

### 森委員

このヘイトスピーチについては、です。

### 川崎会長

大阪市が訴えを起こすことはできません。法律上、大阪市がヘイトスピーチを訴えることなんて、そんなことはできません。ですでの、ヘイトスピーチを受けた人達に訴えを起こしてもらって訴訟費用を支援しようということです。

### 森委員

私は裁判の専門家とか法律の専門家ではないので、ずれたことも申しあげるとは思います。例えば、「大阪市民は皆殺しです」というヘイトスピーチがあった場合はどうなりますか。

### 川崎会長

それも大阪市は訴えられないと思います。

**森委員**

訴えられないですか、

**川崎会長**

原告適格がありません。

**森委員**

市長も何もしないのですか？

**川崎会長**

原告適格がありません。

**森委員**

大阪市長は大阪市民の代表ではないのですか。

**川崎会長**

これは、行政法上明らかに原告適格がありません。

**森委員**

行政法上、訴えられないのですね。

**川崎会長**

実際に、市長から大阪市が裁判を起こすことができないか検討してほしいと言われましたが、行政法や憲法の見地からもそれはできないということです。

**平澤ダイバーシティ推進室長**

原子力の大間原発に関して、函館市が原告でやっている例はあります。

**川崎会長**

原発の場合は町の存続が危ないということですので、大阪市民がヘイトスピーチを受けたというだけでは無理であることは明らかです。

**森委員**

素人に分かるように説明していただけますか、明らかですと言われても、そう言われればそれ以上にも返しようがないですよ。

**川崎会長**

市長の姿勢を言われるのでしたら、市長からは検討してくれと言われました。私も行政法のプロではないのですが、行政法の先生も話にもならないということでした。

では、一旦戻りまして、門真市の対応として事務局お願いします。

**今井課長**

平成26年5月2日に、門真市民文化会館の指定管理者から申請許可のあった当該人に、利用許可の取消通知書という形で出しています。根拠は、門真市市民文化会館条例8条1項、2項、の規定に基づく、7条1号、4号ということで、ここには具体的にはでていませんが、7条1号、公の秩序または善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき、に該当します。また、利用者の安全を確保するため、その3行下、7条第4項、会館の管理運営上支障があると認めるときに該当するというので、当該の取り消し施設について、許可したものを取り消したということです。これについて、具体的には争いにはならなかったと言うことですが、発端としては、ある人物から、内容に関しての指摘があり、もう一度利用申請者に確認すると、食糞文化の内容であったということで、非常に侮辱的な内容である

ということ申請者の口から直接聞いたということと、客観的な状況としては、これに反対する方々から当日の利用はやめさせろという声が結構届いていたということもあって2点合わせて、取り消しとしています。

**森委員**

2枚目のプリントの門真市教育委員会の考え方について、というのは、3点に整理して述べていますよね。

**今井課長**

これはですね、教育委員会のほうが、他の利用者の安全確保の観点、がいかなる団体や人権、民族、門地等を踏まえての差別行為は許されないということ。元々、この施設は多くの子供達が利用するという教育的な観点からも、受けるべきではないという考えで、これを出したのが教育委員会ですのていわゆる一般部局に対して、本教育委員会がこういう考え方をしたので、対応を求めますというものを、教育委員会の方から出している文章です。

こういったことも踏まえたうえで、ご議論いただいていると思っています。

**森委員**

そうしましたら、方策検討委員会としてはこの門真市の教育委員会が出した文章は、これは誤っているという判断なのですか。私は、教育委員会あるいは、その施設の管理側からこういう言い方はできるのではないかと、私は思っていたのですが。

**川崎会長**

これは考え方であって、これは正しいと思います。ただ、利用許可を取り消したのは、ここに書いてあることで、7条1号、4号、公序または善良な風俗を害する恐れがあるということだと思います。実際には、やってみないとわからないと思います。門真市の件では、題名からして侮辱的だという事がわかったので、疑問を持って聞かれたら、やっぱりそうだったということだったと思います。これが「朝鮮の食の文化」だけだったら、多分許可は取り消しになってないと思うんですよ。

**森委員**

重要だと思っているのは、事前に取り消したという事例があるということなんですよ。それを行政が出していて、行政が出したものについて、いろんな経緯があるにせよ、それが一応通っているわけですよ。

**川崎会長**

裁判の期限が間に合わなかったということであり、実質裁判になっていれば、結論はわかりませんよね。

**森委員**

市長としては、広く世間に議論を喚起して、今の法律のここが不十分であることを多くの人に周知することが重要だと考えておられると私は認識しています。だからこそ、市が主体になって訴えられないのか、ということも言われたわけですよ。

**川崎会長**

例えば、ヘイトスピーチを訴える個人というのは、民法の不法行為として訴えています。で、実際に被害を受けた人、苦痛を受けた人が訴えます。大阪市の場合は、何も被害や苦痛を受けたわけではないので、民法の不法行為の主体にはなり得ません。それから、行政訴訟としては、原告適格は厳密に規定

されており、法律上の利益を有する者など色々規定はありますが、大阪市は適格がないということです。原発訴訟で函館市が訴えたのも、函館市が原告適格を有するののかも大変難しいのですが、函館市が理論づけしているのは、原発によって地方公共団体のその存立自体が危険に晒されるという理由でやっている。だから、ヘイトスピーチでは、大阪市がその存立自体が危険にさらされるという事は到底言えないと思いますし、行政法上は、原告適格はないという事だと思います。

**森委員**

もしもこの門真市の事例で、相手方が訴えたときにまだ期限がきていなかったら裁判になっていたのですよね。

**川崎会長**

そうですね。

**森委員**

その時は裁判でたたかえるわけですね。

**川崎会長**

それは勿論、裁判を受けてたたないといけないでしょう。

**森委員**

そういう裁判のたたかい方はあるということですよ。

**川崎会長**

それは取り消された人が訴える訳ですから。

**森委員**

もしもそれで取り消された人が訴えなかったら、大阪市側が勝ったということですよ。

**川崎会長**

勝ったというか裁判にはかからなかったという話ですね。

**森委員**

でも実質勝ったと...

**川崎会長**

実質勝ったかどうか、それは期限切れで裁判の土俵に乗らなかったというだけですから、行政処分というのはいくらでもあるわけでしょう。

**森委員**

ですから、裁判でたたかえていたら負けてはないということですよ。門真市でも訴えられていれば裁判でたたかえたわけですよ、もしこれが通らないのだったら日本の法律にはこんな不備があるということを知ったと私は思います。

**川崎会長**

ただ、事前規制にも、逆の場合があります。ヘイトスピーチに関係しない団体が総会を開こうとしたときにその団体の反対派が押し寄せて来て混乱するだろうから不許可ということにしているのかどうかという問題になります。

**森委員**

それは、保護法益が何かという話になると思います。法律そのものの議論ではないので、保護法益は馴染まない言葉かもしれませんが、被害にあった人が訴えるという時は、なにを理由に訴えるのでしょ

うか。

**川崎会長**

それは不法行為ですから、個人の精神的苦痛ですよ。

**森委員**

精神的苦痛は何によって証明されるのですか。

**川崎会長**

それはヘイトスピーチであるということの客観的事実、それは人によっては人に言われても何ともない人もいるかも知れません。それは客観的な個人を標準に考えるのですから、こういう侮辱的で、例えば朝鮮学校の判決で認定されているようなヘイトスピーチです。

**中井会長代理**

先ほど森委員が言われた、動画をちゃんと確認したのかというところで、部会ではそのような機会がなかったのですが、個人的にはいろんなものを見ました。ご意見の趣旨は、見たうえでそれでもなお、この狭い定義でヘイトスピーチはいいのかということを書いておられると思います。勿論、ご意見のあった性的マイノリティも障がいのある方に対してこの在日の人たちに対する現場でも障がいのある方に向けてヘイトが行われているのを見ましたし、たとえ国の法律があっても、今北海道でまた、アイヌに対してのヘイトスピーチが、ということで拡がりをもって危険な状態になってきていることは、よく認識をしました。ただ、何度も繰り返しになりますが、どこかの地方自治体でとにかく一步踏み出さないと、何も始まらないと思います。国がやらないのだったら、地方自治体でやろうじゃないかと、この一步をとりあえず踏み出せたら、という点では、我ながら、私たち誇りに思えるんじゃないかと、実は思っておりまして、もちろんいろんな問題があります。それを絶対に網羅出来ないわけです。列挙すれば、今、喫緊の課題であるこの在日の人たちに対する鶴橋の問題が、薄まってしまうかもしれない。それよりもまず、ここから手を付けさせてください。この審議会でこのまま、いろいろな性的マイノリティの話、それから障がいのある人の話をいただいていますので、このまま議論を続けていきたいと思えます。第一歩はここから始めさせてください。このスタンスでご理解いただきたいと思えます。たくさん問題があり、これが狭い定義であることは重々承知の上です。

**川崎会長**

やはり一番手っ取り早いのは罰則なのですが、NPO から罰則のご意見もいただいています。なかなか法律がない中、条例で罰則を設けるとするのは、憲法違反もありますし、難しかりうと思えます。早く国の方で動いていただきたいと私は思っています。法律がない中で、中井委員の言われたように精一杯知恵を出し合っの結論です。

**森委員**

別の角度からの話ですが、もしも私がこういうヘイトスピーチをする人で大阪市の施設を借りに行ったとします。そこで、俺たちは権利があるんだからこれ使わせろ、ここにもこう書いてるじゃないかといえ大阪市は何もできないということですよ。

**川崎会長**

特定の団体が施設を借りに来たという時に使用不許可にすることは難しかりうと思えます。

**森委員**

できないということを宣言した文章ですよ。

**川崎会長**

宣言したというか、今の判例上は致し方ないと思います。

**森委員**

門真の例があるというふうに申しあげています。

**川崎会長**

それは個別事例です。門真の事例は、特定の団体だから許可を取り消したのではなくて、題名からして公序良俗に反するのではないかということでしたので、もしそういう題名で大阪市に申し込まれた場合は、不許可にすることもあり得るのではないかと思います。

**○中井会長代理**

通知書をよく見ると確かに門真市が勝ったという言い方ができるのかも知れませんが、つねにカウンターがやってきて混乱が起こるかということがセットになっていますね、門真市の場合もセットですし、教育委員会もまず妨害行為が先に出てくる言い方になっていますね。これを勝った例として使うのは、危険なのではないでしょうか。

**森委員**

勝った例というつもりはありません。抵抗した例、です。自治体が抵抗したということです。

**川崎会長**

理由が2つありまして。公序または善良な風俗を害する恐れがある、だけではなくて会館の管理運営上支障があると認める時、これは先ほど言いましたが特定の団体が総会のために会館を使いたいと言ったときにその団体の反対派が押し寄せて混乱が生ずるから、不許可にする、ということで不許可にしたことについて先日も裁判があり、不許可は不当だ、違法だということで不許可にされた団体が勝っています。ですので、これはむしろ会館の管理運営上、カウンター側がきて団体と騒動になるから許可しませんというのは全く本末転倒な話になると思います。

**森委員**

それはおっしゃる通りです。ですからこれは門真市のように合わせ技でやっていくのです。

**川崎会長**

これに似たような事例が大阪市でもあるとすれば、それは大阪市も考えざるをえないと思います。

**○森委員**

他の委員の方も言っていた方がいいと思うので、しばらく黙っていますね。

**宮本委員**

先ほどご紹介いただいた意見をおくりましたが、公共施設等の利用制限について、森委員からもありましたが、利用制限することは困難であるという結論で終わってしまうのかというのは、私は少し疑問に思いまして、意見を出させていただきました。利用制限をしると言っているわけではありませんが公共施設を利用する方に公共の施設のルールを守ってくださいということを意見としては中心で申しあげました。地元の区民センターの使用申込書もらってきました。これはもちろん、使う方が名前と利用目的、時間、場所を書いて提出するわけです。裏には大阪市コミュニティ振興施設条例というものが書かれてあり、当然守ってもらうべきことが書かれています。例えば、1番では、公安または風俗を害する恐れがあるときは貸しませんよということが書かれています。従って、私の案で出したのは、人権を無視したような言動をする方、人権侵害をしないということの誓約を特定の団体ではなくて、すべて利

用する方からだしてもらおうことができるのではないかというのが私の提案です。利用制限を提案しているわけではありません。

**川崎会長**

それはどこの市のものですか

**宮本委員**

これは、大阪市の区民ホールのもんです。

利用申請書というものがあります。利用申請書の裏にはこの施設を利用するに關しての条例が書かれています。

**川崎会長**

これを守ってくださいよと書かれているのですね。

**宮本委員**

守るべきことが書かれてあります。

**川崎会長**

それについて、申込しているのだから、通常はそれに沿っていきますよということではないでしょうか。

**宮本委員**

公共の施設を利用される方は、公共の施設を利用するルールを守ってくださいということができないのではないのでしょうか。この答申案の4番では利用制限することは困難である、で終わってしまっていますので、対処はできないということになってしまうと思います。

**川崎会長**

会議が終わった段階で、仮に誓約書通りでなく、公序良俗に反するような会議であったという団体であっても、同じ団体が次の申し込みをした時に過去公序良俗に反する会議をした団体であるからという理由で申し込みを許可しないという事はできないですよ。

**宮本委員**

私が先ほどから申しあげているのは、利用制限を提案しているのではなく、公共の施設を利用される方は、公共の施設を利用するルールを守ってもらいますと、それを誓約してくださいと、そういうことを提案しているわけです。だから、貸さないということを提案しているのではないのです。

**武田委員**

いまその申込書に書いてあることを、守りますという条件で提出するわけですよ。だからそれは守ることを誓約しているのと一緒にではないですか。わざわざ誓約を出せというのは、おかしいですよ。

私はこれを誓約するからこそ利用させてくださいという申し込みができるわけですよ。

**宮本委員**

答申案では、先ほどから同じことを申しあげますが、4番で本市施設の利用制限について制限することは困難であるという結論をここで案として確定してしまうということですよ。それでいいのかということです。

**馬場課長**

いま、宮本委員からご紹介いただきました区民センターの利用申込書に書かれているルールですが、公序良俗に反する行為、それから施設の管理上支障がある、基本的にはこの内容は区民センターの設置、

コミュニティ振興施設条例のいわゆる利用の制限のところに書かれている内容です。ですから、その内容というのは当然、利用制限を規定しているものを書き方としては理解しやすい表現にして、ルールとして書かれています。同様に、ルールと条例に基づかないそれを超えるような規制というのは、やはり難しいので、条例上で制限している内容であるをご理解いただければと思います

**森委員**

もしそうなのだとしたら、「ヘイトスピーチをやります」というチラシを配っているような団体には貸さないということですよ。

**川崎会長**

それだけでは難しいですよ。

**森委員**

それが難しいんですか？

**川崎会長**

はい、特定の団体だからという理由は・・・。

**森委員**

特定の団体だからというか、その中で「ヘイトスピーチが行われますよ」という事を予告してるチラシがあったらどうなのでしょうかという事をお尋ねしているのですが。

**川崎会長**

そういう予告されているチラシがあるとすれば、それは利用制限という方向になるのではないのでしょうか。

**森委員**

気になるのは、答申案の(4)の書き方だと初めから白旗なのですよ。

すでに大阪市は規制もしているということを書くべきではないかと思います。今の議論の流れであれば、大阪市職員からするとこの門真市の対応というのは、大阪市でもこれぐらいはやるという中身ではないかと思えます。もしそんな差別的なことがあらかじめわかっているような会議なのだったら。

それは、いま宮本委員が紹介して下さったように申請書にかかっているのだから。

**柿木共生社会づくり支援担当課長**

私は以前会館で勤務していましたが、申し込みを受けて、差別的な内容であると思われるときは、職員はそういう意識でギリギリまで話をします。ただ、ここで議論されていることはそれでも裁判等になればやはり厳しい、制限できない、ということを中心に書かれていますので、おっしゃるように初めから白旗で、来ても何もしないではないと思います。区民センターの申込書にありますように、それぞれの施設の目的に沿った形でそれぞれの規則がありますので、現場で職員から内容のレクチャーをしたり、これはやめてくださいということの注意はしますが、それでもなお、なぜ使わせないのだということになれば、ご議論いただいたように法律的な見地からすると、裁判となれば厳しいという理解だということです。実際、現場では、条例に基づいた取組みがされていることを報告しておきます。

**中井会長代理**

今いただいたご意見を少し考えますと、見せ方ですよ。施設利用条例があって、それに従って、「ヘイトスピーチをする」と宣言している会議がきた時に、制限ができるのであれば、こういう見せ方をするのは損だと思います。そこで、見せ方としては「施設利用条例の制限を超えた制限をすることはでき



ない」もしくは「施設利用制限条例の制限の範囲内でこれを行う」ということを、書き加えるという事でいかがでしょうか。

**○森委員**

私はこの申請書の裏側を読めていませんので・・・できれば読めるといいなと思います。

**中井会長代理**

施設利用条例というのは、大阪市のどの区もどの公的施設も同じ内容ですか。

**馬場課長**

施設ごとに、条例に基づいて設置されています。その内容としてはどこも施設の運営管理上、支障が生じる場合や公序良俗に反する内容の項目は網羅されています。

**中井会長代理**

ヘイトスピーチについて議論して、大阪で旗を揚げたわけですから、その公序良俗の中に、ヘイトスピーチも入ってくるという雰囲気醸成している中で、「困難である」というこの言い方は、せっかくここまでやってきて、実際説明はこの通りですが、きちんとしたそういう条例があるわけですから、その枠内で運用するとか。

**川崎会長**

そこを重要に考慮するという一文を入れるとどうでしょう。

**森委員**

大阪市では、他人に危害を及ぼすまたは、迷惑となる行為をする恐れがある者は、使用させない。それから、管理上必要な指示に従わない者は使用させないと、もう少しはっきり言うと、会館への入館を断り、または会館から退館させることができるとしているのですよね。

**川崎会長**

もちろんそこで騒いでいけば、出て行ってくださいとなりますが最初から許可しないというのは、また別の・・・

**森委員**

恐れがある者では。

**川崎会長**

恐れがあるというのは、指定されている暴力団などであれば、少し違ってくるかと思いますが、それ以外では難しいのではないかと思います。

**森委員**

「大虐殺を実行します」でも難しいのでしょうか。

**川崎会長**

チラシをまいて「大虐殺を実行しますよ！」「この集会は、このような内容です！」とあればそれは、事前規制にひっかかる可能性はあると思います。

**○中井会長代理**

それはまさに、施設利用条例の制限にあてはまるのでしょうかね。

**森委員**

だとすれば、そういった規制をすでに実施していることを書くべきではないでしょうか。

**川崎会長**

実際、ヘイトスピーチの会合を開くとしても、普通は事前には言わないと思います。

#### **森委員**

だから、繰り返し「門真市ではやりました」ということを申しあげています。

#### **川崎会長**

食糞文化という題名からしておかしい会合でしたので職員が聞いて、発覚して、やはりこれは許可できないということになったのではないのでしょうか。

#### **代田委員**

(4)の項目は必要なのでしょうか。

というのは、これはヘイトスピーチに関してのものなので、ヘイトスピーチに関してこういった利用制限は難しいという事だと思えますが、内容を見た時に(4)のことを殊更にここで記載しなければいけないのか。という点が気になりました。で、記載することによって逆に逆手にとってここに規制は難しいと記載されているのではないかと言われたら、施設側からすると拒否しにくいというか、難しくなると思います。でも、このヘイトスピーチという事に関してではなくて、他の形で先程のような議論のルールが決まっているのであれば、(4)そのものがなくても、この内容自体に違和感はないような気がします。

#### **川崎会長**

ご意見はごもっともなのですが、「利用制限してほしい」という要望がある中で、これにお答えはしないといけないのではないのでしょうか。

#### **大前委員**

もし付随していうのであれば、今回の門真市の件についてもあくまで、門真市の施設もNPOが指定管理を受けていることが多くて、門真市ではNPO法人が指定管理を受けていて、我々のようなNPOが指定管理を受けた時に、やはり今おっしゃったような例えば、これはどうなのかなという申し込みがあった時に、それを誰がどのようにして判断していくのかということところで、この文言があるとすごく制約されてしまいます。大阪市の場合は比較的、指定管理を受けている組織は、大きな母体のところが多いので、そのようなことも少ないのかもしれませんが、大阪府下全域で見ると、いろいろなNPOが指定管理を受けて運営している中で、そういったことはすごく慎重になると、私は感じた次第です。門真市の例もこの裁判は、被告が市ではなくてNPO法人となっており、もし裁判になったとしたらNPO法人が裁判の対象となってきますので、NPO法人としては慎重に取り扱っていただきたいと感じます。

#### **有澤委員**

「困難である」というのは、全然取り締まれないような誤解を生んでしまうので、「ヘイトスピーチを行う団体であること、またはヘイトスピーチが行われる蓋然性が非常に高い事を理由に、公の施設の利用を制限することもできる」くらいの規定にしたら、いかがでしょうか。

#### **武田委員**

制限することもあり得る、というのは。

#### **有澤委員**

あり得る、というか。もちろん事前の抑制ですから表現の自由に対しては、「事前の抑制はいけない」のですが、あまりにも蓋然性が高くて完全にヘイトスピーチを行うことが明らかである場合に、まったく困難であるという事にするとちょっと・・・

**川崎会長**

明白かつ現在の危険、ですね。

**有澤委員**

そうです。

**川崎委員**

それだったらいいかもしれませんね。ただ、その場合、前に「ヘイトスピーチを行う団体であることがというのが、ちょっと・・・。

**有澤委員**

それを消してもいいかもしれないですね

ヘイトスピーチを行う団体であるだけで、使えないということにするわけにもいかないですよ。

**○中井会長代理**

ではもう、後半だけ。

**○有澤委員**

ヘイトスピーチが行われる蓋然性が非常に高い場合に、公の施設の利用を制限することもできる、とか可能である、とか、いかがでしょうか？

**森委員**

少なくとも今よりは、いいと思います。

**中井会長代理**

そこは、施設利用条例に従って・・・と入れて、

**有澤委員**

そうですね。施設利用条例の解釈として、「あり得る」です。

**川崎会長**

蓋然性が高いというのは、チラシを撒いたりしている場合だと思います。

**森委員**

宮本委員の提案は今の議論との関わり合いで言うと、どういう関係にあるのですか？今の議論と、もうちょっと違ったような気もするんですが。

**宮本委員**

最初から申しあげていますように、利用制限をしるという体で提案しているのではないです。公共の施設を利用される方については、当然利用する権利はあるわけですから、ぜひ利用してください。その場合には、公共の施設のルールを守ってくださいよと、そういうことを明確にしてくださいと。公共の施設のルールとは、人権尊重です。人権侵害しないという事も入りますということをいっています。

**川崎会長**

そしたら今の、ヘイトスピーチが行われることの蓋然性が高い場合は、という一文をいれさせていただくということで、どうでしょうかね？

**森委員**

では、本文をそれに合わずとしたら、前半の公の施設については今の四角の中に入る新しい文章と揃うと思うのですが、後半のヘイトスピーチを理由とする公の施設の利用制限についてというところは、四角の中と合わなくなると思うのですが。

ここは、困難であることを説明する文章ですよ？後半は。

**平澤室長**

いろいろご指摘いただきましたが、この辺は、憲法の先生や行政法の先生方からのご意見をいただいたうえで、とりまとめているので、この四角内だけ変更しますと、後半のヘイトスピーチを理由とする公の施設の利用制限についてと、文言的に合わなくなるところがありますので、再度、部会の先生方のご意見をお伺いしたうえで、ご指摘の趣旨も踏まえて検討するという事でいかがでしょうか。

**川崎会長**

その辺は文章については時間がないので、私に一任させていただくということではいかがでしょうか。

**武田委員**

それでいいと思います。

**森委員**

連動して、例えば5ページの(1)あたりの書き方も、変わってくるかと思いますがどうでしょうか。全体的に事後にしかできないという論調ですよ。

**川崎会長**

具体的にどこが変わるのでしょうか？

**森委員**

具体的に言いますと5ページのアラビア数字の2番。の一つ目の段落に、大阪市独自の措置として事前に規制をすることは憲法が保障する表現の自由の観点から事前抑制には慎重であるべきことや、表現内容がヘイトスピーチに該当するかどうかについてその内容を確認しなければ判断できないことから、困難であり事後的な救済が主とならざるを得ない、という大きな結論を述べてあります。ここが流れとしておかしくなると思います。

**川崎会長**

明白かつ現在の危険がある場合は、事前規制も行えるというのは、当然、同じ文章がここには入りません。

**森委員**

ではそれを、もう少し前に出していただく、あるいはあちこちにちりばめていくことは、できませんか。

**川崎会長**

あくまで事前規制は特殊な場合ですので・・・有澤委員いかがでしょうか。

**有澤委員**

原則として、事前の抑制というのは表現の自由の保障が大きいので、原則として事前に抑制してしまうと表現が出来なくなってしまうので難しいですが、あまりにも人々に明白かつ現在の危険というか、人権侵害や人権制約が大きい場合には、あらかじめ事前に抑制しないとあとで取り返しがつかなくなってしまうことから、非常に例外的に許されると解釈していただきたい。

**森委員**

少なくともどこかに書くことは可能ではないかと思いますが。

**川崎会長**

困難であると書いていますから、困難でない場合もあると思います。まったくダメとは書いていない。困難である、だから困難でない場合は例外的な場合となるかと思えます。

**森委員**

これを読むのは市民だと思います。法律家はそう判断するのかもしれませんが、素人はこれを読んだら、大阪市はできないと言っていると理解してしまうと私は思います。

**川崎会長**

全体にちりばめるとするのは難しいと思います。

**森委員**

わかりました。

**杉村委員**

すみません、私も少しだけいいですか。

全体的に、確かに森委員のおっしゃることは市民の感覚としてはよくわかります。ただ、法律の観点からすると、例えば前のめりに行った時にいろんな団体が訴えてきたりして、裁判には負けるという事が見えているので、実際としては入れられないのだと思います。絶対例外のない規則はないと思いますので、例えば、(4)の「困難であると考えられる」のところに、ヘイトスピーチの行われる蓋然性が高い場合はこの限りでない、またはあり得るといった文言を入れることによって、本市の心構えが真逆にとられることはないかと思えます。

**○川崎会長**

もちろん、事前に「ヘイトスピーチやるぞ！」とチラシを撒いている団体でしたら、事前抑制・事前規制はかかると思えますので、いま委員がおっしゃったように。

**杉村委員**

確かに一般の人が「極めて困難である」と言われたら、ダメなのだと感じると思います。そこですよね、森委員が何度もおっしゃっているのは。

**川崎会長**

では、もう一度、部会に戻して、文章を考えます。よろしいでしょうか？

**森委員**

他の点をいいですか。

12ページの中ほどの(2)に審査機関の構成というものがあります。審査機関は憲法・国際法・行政法に関する専門家及び弁護士で構成することが適当であるとあり、そのあとの説明文の2段落目、ヘイトスピーチによる被害を経験したものを入れることが望ましいという考え方もあるが、という部分に関連してなのですが、例えば「日本人は皆殺しである」と、いう事が言われたら日本人の弁護士も入らないという事なのではないでしょうか。

**川崎会長**

「日本人は皆殺しである」というのは、今回ないですか？定義に。

**中井会長代理**

最初の定義にまた戻ってしまいますが、基本的に考えているのは、日本におられるマイノリティです。

**森委員**

日本人はこの場合は入らないという意味なのでしょうか。

問題にしたいのは、いま極端な例を言いましたが、専門家及び弁護士で構成するのは妥当だと思います。しかし、例えば在日の弁護士もいますが、ここでは排除されるのかということを確認したい。当事者であってなおかつ専門家であるわけですね、その方たちは。

**中井会長代理**

対等の関係からやはり排除されます。被害者であれば。

**森委員**

この文言であればということですよ。

**中井会長代理**

その方をいれるのであれば、発信者の方もいれなければならない、行為者の方もいれなければならないという理論になってきますので。

**森委員**

私としては、専門家というのは、そういう人なのでしょうか。

**中井会長代理**

客観性という観点からこのように議論したのですが、そういうことですか？

**森委員**

いや、専門家というのは、自分の感情に流されてしまう人なのでしょうか。

**川崎会長**

第三者から見て公平性を欠くと思われるのではないかと思います。公平性を欠くと思われるだけです、公平性を欠くではなく。

**森委員**

日本国籍をとっている人はセーフなのですか？

**川崎会長**

その部分は、やはり専門家でも人権に関心のある弁護士でないといけないと思います。ただ、具体的にならないと何とも言えませんが・・・。

**森委員**

申しあげたいのは、現実的な問題として今回はこの委員は当事者にあたるから駄目だ、というのではないのではないかと思います。

**川崎会長**

在日の弁護士さんは、難しいかと思いますが、私もいま即座には・・・

**森委員**

在日の国際法の国際人権法の専門家の方は、これでいくと排除されるのかなと思いました。

**中井会長代理**

それは、審査機関のクレディビリティ（信頼性）の問題で、慎重にならざるを得ないのではないのでしょうか。特に、発信者の人にも納得できる結論をださなければいけない点で、最初から傷ついてしまう気がします。

**川崎会長**

発信者側の意見の提出は強制できませんので、そういう機関だったら行かないということであれば、機能しませんし、公平性が確保されないと、この審査機関自体が、実質上動かないことにもなってきますので、そういうことにこだわらないで、もっと審査機関をフルに活用する方向で機能していただきたいと思います。

**森委員**

議論があったことだけでも留めておいていただけますか。

**川崎会長**

本日の審議会は公開ですので、もちろん議事録が残ります。他、よろしいでしょうか。

**森委員**

すいません、3ページの上に(2)目的 がありますよね。この目的については、憲法上保障されている表現の自由との関係を考慮して単なる批判や非難は対象外とし、とありますが、社会からの排除を目的とするものについて、前回の審議会で生命や身体への暴力という一言も入れていただけないでしょうか、それについての説明は先ほど、なかったように記憶しています。

**川崎会長**

中井会長代理から説明をお願いします。

**中井会長代理**

暴力については、「暴力の扇動」と入れさせていただきました。

**森委員**

下の方に入っているのですね。なるほど。

もう一つ、2ページの範囲について、事例として2ページの下から4行目に、名誉棄損が認められた事案、認められなかった事案というのがあるのですが、脅迫についてはどうなのでしょう。

**川崎会長**

すいません、主旨がもうひとつ・・・もう1回言っていただけますか。

**森委員**

問題点から言いますと、よく個人が被害にあっているときは名誉棄損とか脅迫が適応されると思われませんが、相手が集団だと適応されないと言われます。私の認識では名誉棄損だけではなくて、脅迫についても同じようなことがあてはまるのではないかという認識をしているのですが、脅迫の被害にあっている人が個人なのか集団なのか、ということも議論の余地があると思っております、そういうことに関わる判例はないのかなと思います。

**川崎会長**

脅迫で、ですか。

**森委員**

脅迫の場合、このヘイトスピーチにはもっとよくあてはまると私には思えます。名誉棄損ではなく、脅迫だと思っています。

**川崎会長**

脅迫は、私が調べた範囲ではありませんでした。民事の事件でも、脅迫でも損害賠償は発生しますから、民事の事件でもなかったですね。だいたい名誉棄損が多いですね。

**森委員**

例えば、毒を入れるみたいなものがあります。お前の会社のものに毒をいれるぞといった、あれは脅迫ですよ。

**川崎会長**

それは会社ですので、特定しています。

**森委員**

法人なので、個人と同じ扱いになるという事でしょうか。

**川崎会長**

そうですね。

**森委員**

これが、任意団体だったらだめですか。

**川崎会長**

そんなことはないと思います。権利能力なき社団という概念もありますので。

**森委員**

検討してもあまり広がることのないのでしたら、検討の必要はないなと思いますが、脅迫というのも名誉棄損と同じような枠組みで議論ができるのではないのでしょうか。

**川崎会長**

議論はそのとおりです。

他に何かありませんか。

それでは、予定時間を過ぎていきますので、先ほど1点宿題をいただきましたので、検討するというところでご了解いただきたいと思います。

**平澤室長**

先ほどお配りした門真市のホチキス留めの資料ですが、個人情報が含まれるため、回収させていただきます。

**川崎会長**

先ほどの1点のみ、文章については私に一任という事でお願いしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

皆様から先ほどの件を除きまして、本日の答申案をご承認いただいたものと判断いたします。先ほどいただいた内容で、部会に戻して、もう一度文言整理させていただきますので、よろしくお願いたします。文言整理後の答申については、事務局を通じて、皆様にメールにてご送付しますのでご確認をお願いいたします。後日、日程を調整しまして審議会を代表して、私と中井会長代理から市長に答申書を提出させていただきます。

では、次第に従い、議事を進めてまいります。本日の議題に、「人権が尊重されるまち」指標(平成26年度版)(案)について、議題3「人権の視点! 100!」実行プログラムの取組みについて、事務局から順次報告をお願いします。

**津村人権企画課長代理**

議題2の「人権が尊重されるまち」指標(平成26年度版)(案)について説明させていただきます。



まず、資料2の1「人権が尊重されるまち」指標(平成26年度版)における主な改定内容をご覧ください。

指標を設定した数値の更新と「基本理念」、「女性」～「ホームレス」の9つの人権課題及び「人権行政の推進」に掲載している項目において、目標値及び現況数値を最新のものに更新しました。数値を更新した箇所は以下の通りです。裏面をご覧ください。指標の設定変更ですが「高齢者」、「障がいのある人」において、既に目標を達成した項目と事業廃止した項目を削除し、新たな項目を追加しています。高齢者に関する施策・事業の基本指標と、障がいのある人に関する施策・事業の基本指標のところでは削除・追加項目があります。次に、その下に人権問題に対する取組み状況についての記述の追記ですが、「さまざまな人権課題への取組み」において、ヘイトスピーチに関する記述を追加しています。最後に、新たな法令の制定・改正やその検討状況に応じた記述の追記、修正ですが、「様々な人権課題への取組み」のうち「(1)女性」のところでは「ストーカー行為等の規制に関する法律」の改正についての記述、「個人情報の保護」のところでは、パーソナルデータの利活用に関する制度の見直しについての記述をそれぞれ追記しています。以上の数値の更新や、施策・事業に関する記述の見直しに当たりましては、平成26年度の市政モニター調査結果を施策のところ各項目施策事業の関係局等に対しまして調査を行い取りまとめたところです。

では資料2-2「人権が尊重されるまち」指標(平成26年度版)(案)をご覧ください。

表紙をめくっていただいて、目次をご覧ください。この資料には 基本理念 様々な人権課題への取組み 人権行政の担い手としての職員の育成と人権行政の推進で構成されています。次に2ページをご覧ください。2ページには人権についての基本理念の説明文を掲載しています。2ページには「人権が尊重されるまち」指標の策定経緯が掲載されています。次に3ページをご覧ください。3ページから人権が尊重されるまちづくりと市民協働についての説明文を掲載しています。4ページに基本指標をうたい、ここに人権に関心があると答えた市民の割合「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う市民の割合の2項目について平成26年度の数値を追加しています。

これは今年度実施した市政モニター調査をとった結果となっています。次に5ページをご覧ください。5ページから様々な人権課題への取組みについて説明文を記載していますが、5ページの下から2行目にヘイトスピーチに関する記述を追記しています。次に7ページ及び8ページをご覧ください。7ページの最後の行から次のページの4行目までに「ストーカー行為等の規制に関する法律」の関係での記述を追記しています。なお、7ページからも人権課題をもとに、説明文と施策事業等を記載しているところです。

次に10ページをご覧ください。一番上に、男女共同参画に関する施策・事業等の基本指標というタイトルがありますが、この「人権が尊重されるまち指標」においては、「女性」等の各人権課題における基本指標を設置するものとありますが、まず上表の項目には、平成26年度に実施した調査結果を追加しています。下の方ですが、一段目の男女の地位の平等感「社会全体でみて」平等であると答える人の割合の項目に平成25年度の数値を追加しています。また3番目の市の審議会等での女性委員の占める割合の項目にも平成25年度の数値を追加しました。次にめくっていただいて、11ページをご覧ください。

上の表に平成26年度に実施したモニター調査結果の数値を追加しています。1番目の配偶者暴力相談支援センターの認知度、2番目のDVに関する相談件数に、平成25年度の数値を追加しています。基本指標の数値の更新については次のページ以降にもございますが、時間の関係上説明は省略させてい

たきます。

次に17ページをご覧ください。表が二つあり、高齢者に関する施策・事業等の基本指標ですが、前回の平成25年度版では、下の表の一段目に「いきいきエイジングセンターにおける講座等の開催件数」がありました。これはすでに、事業を廃止しましたので削除しています。次に18ページをご覧ください。この表の2段目から平成25年度版では、ノンステップバスの導入台数地下鉄におけるエレベーターによるホームから地上までの一経路確保という2項目がありましたが、すでに目標達成しましたので、削除し、あらたに2段目から、可動式ホーム柵の設置駅数、地下鉄駅間の乗り換え経路のエレベーター整備駅数、他社線との乗り換え経路のエレベーター整備駅数、多機能トイレの整備駅数を設定しました。次に23ページをご覧ください。前のページから、障がいのある人に関する施策・事業等の基本指標としていますが、平成25年度版では、車いす対応トイレ設置駅数とノンステップバスの導入台数、地下鉄駅におけるエレベーターによるホームから地上までの一経路確保という3つの項目がありましたがすでに目標に達したので削除し、新たに4番目から可動式ホーム柵の設置駅数、地下鉄駅間の乗り換え経路のエレベーター整備駅数、他社線との乗り換え経路のエレベーター整備駅数、多機能トイレの整備駅数を設定をしています。続きまして、30ページをご覧ください。個人情報保護の記述ですが、30ページの1行目から6行目までにパーソナルデータの利活用に関する制度の見直しに関する記述を追記しています。次に35ページ及び36ページをご覧ください。35ページには、人権行政の担い手としての職員の育成と人権行政の推進についての説明文を記載しており、36ページには担い手づくりについての説明文。人権問題研修の受講者数等を記載しています。この次のページ37ページ38ページをご覧ください。こちらには、人権の視点からの行政運営の推進についての説明文、それから「人権の視点！100！」実行プログラムを策定についての説明文を記載しています。

以上で、議題(2)「人権が尊重されるまち」指標(平成26年度版)(案)についての報告をさせていただきます。

続きまして、次に議題(3)の「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについての説明をさせていただきます。資料3-1をご覧ください。「人権の視点！100！」は、大阪市人権行政推進計画、人権ナビゲーションに基づいて行われていますが、4つの柱建ての一つであって大阪市政において、人権行政を推進する標識として行政運営における人権尊重の視点を伝える、聴く・知る、備える、支える、つながる、務めるの6つの観点から具体例を示したものです。「人権の視点！100！」実行プログラムは、本市の各所属において日常的に行っている業務の中から、人権尊重の視点から、業務の改善や具体的な行動として実践し、その成果を職員全員で共有することを通じて、本市を人権の尊重されるまちに近づけていくという取組みです。この実行プログラムは、平成22年度から開始しており、平成26年度が5年目のプログラムとなっており、区役所や局など49のすべての所属でプログラムを作成して取り組んでいます。毎年度作成する「人権の視点！100！」実行プログラムはそれぞれの所属においてPDCAサイクルに基づいた自己点検・評価するしくみとなっています。資料3-1、1枚目の図のように実行プログラムは、 の実行プログラムの策定から、 実施、 点検・評価 改善 と進み、次年度の 実行プログラムの策定につなげ、これを繰り返し行って、実行プログラムの充実を図っていきます。次に、裏面をご覧ください。

2ページですが、ここでは年間における実行プログラムの取組みの流れを示しています。実行プログラムの策定・実施・評価・改善は所属の事務局で行いますが、各所属の策定シートをとりまとめて、大

阪市人権施策推進審議会等へ報告するなど、本市全体の統括的な取組みは、本部事務局であるダイバーシティ推進室が担っています。次に、3ページをご覧ください。これは現在の2月以降における、平成26年度実行プログラムの評価と平成27年度実行プログラムの策定に関するスケジュールを示しています。平成26年度の実行プログラムは、各所属において作成し、具体的な取組みを1年間かけて進めていますが、この取組みは3月末で終える予定となっていますので、2月から3月にかけて、これまで取り組んできた、実行プログラムの評価分析を行い、反省点などを踏まえて改善方法の検討を行い、次年度以降のプログラム作成に生かせるようその内容を共有するとともに、6ページの様式にまとめて完成させ、本部事務局に報告するという手はずになっています。また、所属の事務局におきましては、2月から3月にかけて、今年4月以降取り組む平成27年度実行プログラムを作成しています。3ページに戻っていただきまして、こちらに、平成27年度実行プログラムは、平成26年度実行プログラムの評価を踏まえた改善を加えて、完成させ、4月から新たな実行プログラムを実施していくということになっています。また、新年度プログラムの策定シートについては、本部事務局に報告・提出することになっています。全所属における平成26年度実行プログラムの評価シートと27年度の実行プログラムの策定シートを本部事務局が取りまとめ、第31回大阪市人権施策推進審議会において、報告いたします。次に、現在の実行プログラムをご紹介したいと思います。資料3-2をご覧ください。こちらの資料には平成26年度のプログラムの一覧表を載せております。全部で49プログラムあります。1枚めくっていただきましたら、1枚もので表裏のものがありまして、淀川区役所の取組みと裏に財政局の取組みになります。淀川区役所の取組みをまず紹介いたしますと、「淀川区役所職員全体で行うLGBTに配慮した取組み」です、淀川区では平成25年9月に行政として初めて「LGBT支援宣言」を発表して、さまざまな取組みを進めているところでして、その一環としてこの実行プログラムを策定して取り組んでいます。職員研修やカラーチラシやLGBTのシンボルであるレインボーを掲載するなどの取組みをしています。裏面の財政局の取組みですが、こちらは個人情報に関する取組みです。過去に発生した個人情報漏えい事故の事例を基に、グループミーティングを開催し、意見交換や事例の共有化等を行って職員の意識を向上させたり、漏えい事故の一因となっているプリンターに帳票のコピーを置いたままにせず、常に残置帳票を0枚にするという取組みをすすめています。今、ご覧いただいている記事については市民局で発行している人権ナビゲーションマガジンから抜粋しています。以上で、議題(3)の「人権の視点!100!」実行プログラムの取組みについての説明とさせていただきます。

#### **川崎会長**

それでは、ただいまご報告のあった、議題2と議題3について、ご意見、ご質問等ございませんか。

#### **森委員**

一つは、資料2-2の6ページに、1、2というのがありまして、2でLGBTという説明がありますが、これは「T」はトランスジェンダーで(性同一性障がい)となっていますが、今はまた違う名称になっていませんか。性別違和となっているかと思えます。

#### **梶本理事**

法務省の「人権の擁護」という冊子がございます、その中では「性同一性障がい」と記載されており、それに統一しています。確認し、表記に問題があれば修正させていただきます。

#### **森委員**

9ページの2のドメスティック・バイオレンスですが、基本的には良いですが、「デートDV」が最

近、議論になっていて、学生の間でも大きな問題のひとつになっているのですが、それについて言及はしないのでしょうか。

**川崎会長**

デートDVについては、最近法改正されたので、入れてもらったらいいかもしれません。

**梶本理事**

男女共同参画に関するところで、本市の担当に確認し検討いたします。

**森委員**

人権教育そのものはまた別の場所であると思えばいいですか。

**馬場課長**

そうですね。

**森委員**

では、どこか初めの部分で断っておくべきと思います。全体的に学校教育への言及は極めて少ないので学校教育や社会教育に関連しては、そちらを見てくださいと案内していかがでしょうか。

それから、12ページのこどもに関するところですが、大阪市、大阪府というのは、全国的に見てもこども虐待の件数が非常に多いと認識をしているのですが、同時に、大阪市・大阪府の取組みは非常に進んでいるというのも認識しているのですが、全国の中での位置は入れてもいいのではないのでしょうか。

それからもうひとつ、その他の関連で、貧困問題がここ数年大きな問題になっていると思います。しかし、貧困の観点はあまり記載がない。このところ大阪市で起こっている虐待や虐待によるこどもの死は、こどもの貧困と深く関わっている、たとえばいわゆる母子家庭が置かれた状況について、言及してもいいのではないのでしょうか。

次に、21ページの障がいのある人ですが、障害者権利条約では、合理的配慮とユニバーサルデザインがセットで書かれていることが多いのですが、ユニバーサルデザインは何度もでてきていますが、合理的配慮は、あまり記載されていないので、合理的配慮がどのようなものなのかを記載してはどうでしょうか。日本では障がいのある子を別枠にするのが合理的配慮だとかいう解釈さえ一部ではあるみたいですので、そういう誤解のないように記載するべきだと思います。

あと、29ページの個人情報の保護なのですが、個人情報で一番重要だと思っているのは、自分に関する情報は自分でコントロールするという原理だと思っているのですが、個人情報保護法もOECDの8原則もそうだと思いますので、そのことを記載してはどうでしょうか。

**川崎会長**

それでは、事務局からお願いします。

**○梶本理事**

まず、障害者差別解消法は、法律で施行されまして、各都道府県でガイドライン、が作成されつつあるところですので、経過も踏まえて、記述できるところは記述したいと考えています。

**森委員**

権利条約のすごいところは合理的配慮をしないのは差別だとしたところだと思っているので、そういったところを書いていただけたらと思います。

**○梶本理事**

おそらく、権利条約の趣旨も踏まえたガイドラインになると思います。

### **川崎会長**

時間が来てしまいましたので、森委員の意見については、私に一任でよろしいでしょうか。

では、他の委員の方々のご意見もお聞きしたかったのですが、是非、意見を言いたいという方はいらっしゃいますか？

それでは、本日の審議は以上で終了します。

本日ご議論いただいた内容やご意見については、今後人権行政の取組みを進めるにあたり反映、活用いただけるよう事務局で検討の上、次回の審議会で報告をお願いします。それでは、本日の議題は以上です。ありがとうございました。それでは事務局にお渡しいたします。

### **梶本理事**

ありがとうございます。最後に、ヘイトスピーチの最終答申については、今後、方策検討部会において、再度議論していただくという形で進めるというご議論でしたので、よろしくお願ひいたします。

大阪市としましても、審議会からの答申を受け、ヘイトスピーチに対する制度の構築に、早急に着手していきたいと考えていますので、よろしくお願ひ申しあげます。

### **中井係長**

では、次回の審議会については平成27年6月ごろ開催を予定していますので、日程調整をさせていただきます、ご連絡をいたします。

以上をもちまして、本日の審議会を終了します。活発なご議論をいただき、ありがとうございました。